平成２７年（フ）第６５号
東京都世田谷区大蔵６－15－20－102、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区二日町16－２－608
破産者　井上　重和
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５号
東京都世田谷区経堂２丁目２番10号
破産者　株式会社サンユウ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６号
東京都世田谷区船橋１－６－10、住民票上の住所東京都世田谷区経堂２丁目２－10
破産者　藏條　健治
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７号
東京都世田谷区船橋１－６－10、住民票上の住所東京都世田谷区代田３丁目42－８－202
破産者　白坂まゆみ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８号
東京都大田区西六郷４丁目６番24－205号
破産者　株式会社Ｓ．Ｙ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９号
東京都大田区西六郷４丁目６－24－205
破産者　佐藤　光春
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８号
東京都大田区蒲田３丁目15番13号
破産者　有限会社エムアンドエス
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９号
東京都大田区蒲田３丁目15－13－203
破産者　西山　伸治
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１５号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目６番16号
破産者　有限会社おさらぎ企画
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６号
神奈川県横浜市栄区公田町740－31－202
破産者　宮入　泰子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７号
神奈川県横浜市栄区公田町740－31－202
破産者　宮入　　大
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３０号
茨城県古河市東山田字笹原880番地３
破産者　グリーンプラン株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４１号
東京都荒川区西尾久８丁目50番11号
破産者　有限会社エフワークス
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４２号
東京都荒川区西尾久８丁目50番11号
破産者　株式会社けいぶれーん
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４３号
東京都荒川区東日暮里２丁目19－３－302
破産者　山中　正広
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４４号
兵庫県神戸市長田区長尾町２丁目13番１号
破産者　株式会社育英社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南３丁目４番５号
破産者　株式会社ＣＡＩＬＡ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６号
埼玉県川口市朝日６丁目23－25
破産者　豊田　修一
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４０号
東京都練馬区石神井町２丁目29－８　ビューバレー30－202
破産者　西山　秀義
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３号
千葉県流山市西初石３丁目３番地６
破産者　株式会社川村工務店
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４４号
千葉県我孫子市泉４－１－411
破産者　川村　政則
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７６号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目10番11号　フジワラビルアネックス１階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区市谷台町10番１号
破産者　有限会社高山杉本
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部